特別養護老人ホーム亀山の里運営規程
（空床利用型）

（事業の目的）

第1条　社会福祉法人かつぎ会が運営する特別養護老人ホーム亀山の里（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条　事業所の（介護予防）短期入所生活介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3　事業所は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

4　事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

6　指定（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称　　特別養護老人ホーム　亀山の里

（2）所在地　広島市安佐北区亀山九丁目 10 番 25 号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職種内容は、次のとおりとする。

(1)　管理者　　1名（併設事業所と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)　医師　　必要数：1名（併設ショートと兼務）

医師は、利用者の診察、及び保健衛生の管理指導を行う。

(3)　生活相談員　　1名以上（併設ショートと合算）

生活相談員は､介護業務管理全般を統括するとともに利用者の生活相談、面談、身上調査並びに利用者の援助の企画、実施に関することを行うとともに介護職員、看護職員等からの相談に応じる。

(4)　（管理）栄養士　1名以上（併設ショートと兼務）

利用者の状態に合った食事提並びに栄養状態の維持、向上を行う。

(5)　看護職員　　3名以上（併設ショートと合算　常勤換算）

看護職員は、利用者の診察の補助及び看護(服薬管理を含む)並びに利用者の保健衛生管理を行う。

(6)　介護職員　　24名以上（併設ショートと合算　常勤換算）

介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助を行う。

(7)　機能訓練指導員　1名以上（併設ショートと兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するために機能訓練の計画、指導、実施を行う。

（利用定員）

第5条　事業所のユニット数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

(1)　ユニット数　　7ユニット

(2)　ユニットごとの利用定員

特別養護老人ホームの定員　70名以内

（1ユニットにつき10名以内）

（サービスの内容）

第6条　指定（介護予防）短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 食事

栄養と利用者の身体状況に配慮したものを提供し､出来るだけ離床して行われるよう配慮する。

(2) 入浴

週2回以上の入浴、または清拭を行う。適切な方法により行い、自立についても必要な援助を行う。

(3) 排泄

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に排泄の自立についても適切な援助を行う。

(4) 機能訓練

利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努める。

(5) 健康管理

利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(6) 相談及び援助

利用者及びその家族からの相談に応じ、必要な助言や援助を行う。

(7) 送迎

(8) その他

離床、着替え、整容等の介助を適切に行う。

（利用料その他の費用の額）

第7条　指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2　前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された額を１日当たりの料金とする。

(1) 滞在費　　ユニット型個室　2,066 円／日

(2) 食費　　朝食 470 円　昼 700 円　夕食 630 円　計 1,800 円／日

(3) 電化製品持ち込み費　　1 点持ち込みにつき 60 円／日

(4) テレビ代　60 円／日

(5) 日用品費　120 円／日

バスタオル、タオル、浴用品、口腔ケア用品、ティッシュ等

(6) 余暇活動費　おやつレク・外出レク　200 円／1 回

その他レク：実費相当額

(7) その他　　貴重品管理や外出付き添いが必要な方については個別にてご相談に応じます。

(8) その他指定（介護予防）短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

3　通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり10円を実費として徴収する。

4　前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条　事業所の通常の送迎の事業の実施地域は、広島市全域とする。

（衛生管理等）

第9条　事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所において感染症が発症し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条　利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

(1)　利用者又はその家族は、利用日の前日又は当日に、心身に異変があったときは、事業所又は担当者に報告するものとする。

(2)　利用者又はその家族は、利用者に感染症又は伝染病が発したときは、速やかに事業所又は担当者に報告するものとする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第11条　利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1)　けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2)　政治活動、宗教、習慣等により自己の利益のために他人の自由を侵害すること。
(3)　指定した場所以外で火気を用いること。
(4)　施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
(5)　故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

（緊急時等における対応方法）

第12条　（介護予防）短期入所生活介護従業者は、（介護予防）短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（身体拘束等における対応方法）

第13条　（介護予防）短期入所生活介護従業者は、（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該入所者または他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

（介護予防）短期入所生活介護従業者は、（介護予防）短期入所生活介護サービスを実施中に、利用者に緊急やむを得ない身体拘束を行う場合は、「かつぎ会身体拘束の手引き」に基づき、次の対応を行うこととする。

(1)　身体拘束廃止について施設を挙げて取り組むため、「身体拘束廃止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の参加者は施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員とし必要に応じての開催とする。(月に１度必ず開催する。)委員会の内容は以下の通りとする。

一、身体拘束の問題提起に至る経過の確認
二、代替案についての多面的な検討をして身体拘束実施・廃止の決定
三、窓口の活用心理面・社会面・環境面等からの多面的なアセスメント
四、身体拘束廃止についての施設内研修を実施し職員教育の実施
五、外部で開催される身体拘束廃止についての研修に職員を派遣、派遣された職員は施設内で研修実施
六、苦情相談

(2)　サービスを実施中に利用者に緊急やむを得ない身体拘束を行う場合は、委員会を開催し協議した後、利用者、家族に対して身体拘束に関する説明を行い、身体拘束の解除予定日を記載した説明書を作成し同意を得る。

ただし、緊急やむを得ない場合とは、次の三つの要件をすべて満たすこととする。

一、利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

二、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

三、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(3)　介護職員は身体拘束を行っている期間中、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に経過を記入する。経過を元に委員会開催時に再検討を行う。生活相談員は経過を利用者又はその家族に説明を行う。

(4)　身体拘束解消後、委員会開催時に妥当性の検証を行い、結果を「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を記録する。

（非常災害対策）

第14条　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、業務継続計画に基づき、訓練（年2回以上）を行う。

2　事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（利用者等の虐待の防止のための措置）

第15条　事業者は利用者等の権利・利益を擁護、虐待の発生又は再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

(1)　組織運営の健全化

事業者は事業所の運営方針、職務内容に則り、利用者を支援する。
その他、自己評価などを行いサービスの質向上に努める。

(2)　従業者の負担やストレスへの対応必要に応じて作業手順を見直す等し、業務負担の軽減を図ること等により従業者のストレス軽減を図る。

(3)　チームアプローチ、従業者間の連携

各職種がそれぞれ専門的な立場から適宜カンファレンスを実施する等し、連携を図ることにより、個別ケースに対応する。

(4)　職業倫理、法令遵守の意識の啓発

職業倫理、法令遵守に関する研修の機会を確保するなどし、意識の啓発を行うとともに提供しているケアが利用者本位のケアであるかカンファレンスなどを通じて検証する。

(5)　ケアの質の向上

事業者は、従業者に対し認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の機会を確保するなどし、ケアの質向上に努める。

(6)　家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援

事業者は、家族介護教室等の開催等を通じて高齢者虐待の理解促進を図る。

(7)　関係機関への報告

事業者は、虐待が疑われる事例を発見した場合は速やかに市町村等関係機関への報告を行う。

（業務継続計画の策定等）

第16条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条　事業所は、（介護予防）短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修　　採用後 3 か月以内

(2) 継続研修　　年 1 回

(3) その他の研修

2　従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3　事業所は、適切な指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4　事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5　この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人かつぎ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年7月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月1日から施行する。
この規程は、令和2年7月1日から施行する。
この規程は、令和5年1月1日から施行する。
この規程は、令和5年9月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年8月1日から施行する。
この規程は、令和6年11月1日から施行する。
この規程は、令和6年11月1日から施行する。